

答申保第58号
令和2年3月27日
(諮問保第75号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について、一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、令和元年7月11日付けで「帖佐第一土地区画整理事業における〇〇氏名義の換地処分」の審査請求で県が裁決した内容で、始良市は弁明書において、故〇〇及び〇〇氏は〇〇氏から生前贈与を受けたので、真の所有者であると弁明している。しかし県は両者は法定相続人の一人であるとしている。県が調査して決定しているなら理解するが、調査はまったくしないで始良市の弁明書で確認したとしている。始良市の弁明書であれば、真の所有者となるのだが？しかし、県は〇〇氏及び〇〇氏は法定相続人の一人であると裁決したのは間違いないと主張する。以上の内容で、県が始良市からの弁明書で県の主張（正当性）が請求人にもわかる（理解出来る）文書の開示を求めます。」との保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和元年8月9日付け都計第181号で、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和元年10月23日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

「文書の特定を故意に間違っている。（請求文書は存在しないので非開示とすべきです）」というものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア（平成〇年〇月の審査請求の際に県に対する）始良市からの弁明書で、（故〇〇氏及び〇〇氏が故〇〇氏の）法定相続人であるとの弁明書の開示を求めている。やはり真の所有者ではなく、法定相続人の一人であったとの始良市からの弁明書が特定すべき文書である。

イ 県は平成〇年〇月の審査請求において、審査請求人から裁決書の記載が誤っていることを指摘され、間違いを認められないため、存在していない文書を存在しているよ

う装い、請求していない文書を開示している。

ウ 情報公開は、請求した文書が存在するかないかであり、換地処分事務が正しいか間違いかは関係ないので、非開示決定とすべきである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された諮問書、弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報

ア 審査請求に対する弁明書（平成〇年〇月〇日付け始都第1号）及びその添付資料

イ 弁明書（平成〇年〇月〇日付け始都第221号）及びその添付資料

(2) 対象保有個人情報の特定

ア 審査請求人が開示請求した内容については、開示請求書の記載内容を踏まえ、始良市から県に提出された各弁明書等で、故〇〇氏及び〇〇氏が故〇〇氏の法定相続人の一人であるという県の主張の根拠を示す情報であると判断している。

イ 故〇〇氏及び〇〇氏が故〇〇氏の法定相続人の一人であることについては、各弁明書等から、故〇〇氏は故〇〇氏の甥であり、故〇〇氏の法定相続人の一人であること、また、故〇〇氏の長女（故〇〇氏の法定相続人の一人）である〇〇氏も、故〇〇氏を通じて故〇〇氏名義の本件土地につき持分を取得しうる立場（故〇〇氏の法定相続人の一人）であることを確認したものである。

(3) 一部開示決定の理由

3(1)イに含まれる「帖佐第一地区土地区画整理事業換地処分通知 発送簿」中、地番（従前地、新地番）及び街区番号が記載されている部分については、開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができることから、条例第13条第2号（第三者に関する情報）に該当し、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和元年11月20日	諮問保第75号に係る諮問を受けた。
12月23日	実施機関から弁明書及び反論書の写しを受理した。
令和2年1月29日	諮問の審議を行った。(事務局による事案の説明)
2月26日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
3月25日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件処分に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、上記3(1)のとおりである。

実施機関は、このうち、3(1)イに含まれる「帖佐第一地区土地区画整理事業換地処分通知 発送簿」中、地番(従前地、新地番)及び街区番号が記載されている部分を不開示情報に該当するとして本件処分を行ったとしている。

審査請求人は、上記2(2)のとおり、実施機関が対象保有個人情報の特定を誤っている旨を主張していることから、まず、当該特定が妥当であったかについて検討する。

イ 条例第17条第2項(不開示決定)について

(ア) 条例第17条第2項

条例第17条第2項は、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」と規定している。

不開示決定をする際の具体的なケースとして、「開示請求に係る保有個人情報を当該実施機関が保有していない場合」がある。

(イ) 本件対象保有個人情報の条例第17条第2項該当性

a 実施機関は、審査請求人が開示請求した内容については、開示請求書の記載内容を踏まえ、始良市から県に提出された各弁明書等で、故〇〇氏及び〇〇氏が故〇〇氏の法定相続人の一人であるという県の主張の根拠を示す情報であると判断している。

b これに対して、審査請求人は、反論書において、「3通目(開示請求で求めている、やはり眞の所有者ではなく、法定相続人の一人であったとの、審査請求人には送付していない始良市からの弁明書)の弁明書が特定すべき文書である。」と述べている。

c 実施機関は、「県の主張」は、「故〇〇及び〇〇氏が故〇〇氏の法定相続人の一人である」としている。

d 実施機関が特定した対象保有個人情報には、相続関係説明図をはじめ、県の主張の根拠を示す情報が記載されていることが認められる。

審査請求人は、反論書において、「3通目（開示請求で求めている、やはり真の所有者ではなく、法定相続人の一人であったとの、審査請求人には送付していない始良市からの弁明書）の弁明書が特定すべき文書である。」と述べているが、保有個人情報開示請求書に記載された内容からこのように解することは困難である。

よって、対象保有個人情報の特定に誤りがあったとまでは言えない。

ウ 条例第13条第2号（第三者に関する情報）について

(ア) 条例第13条第2号

条例第13条第2号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人のうち当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定されている。

(イ) 条例第13条第2号該当性

地番（従前地、新地番）及び街区番号は開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書きのいずれにも該当しない。

したがって、本件不開示情報を条例第13条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって「1 審査会の結論」のとおり判断する。